

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成22年2月 5日（諮問第21号）

平成22年4月27日（諮問第22号～24号）

答申日：平成22年9月 1日（答申第25号）

事件名：児童虐待事案に係る受付相談票及び指導経過記録の非訂正決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

児童虐待事案に係る受付相談票及び指導経過記録（以下「本件対象文書」という。）に記載された個人情報の訂正請求につき、秋田県知事（以下「実施機関」という。）が非訂正とした決定は、妥当である。

第2 諮問事件の内容

1 諮問第21号

(1) 異議申立てに至る経緯

ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年1月5日付けで、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている児童虐待に係る通報の受付時刻について、「PM07:00」から「20時10分」に訂正を求める請求（以下「第21号訂正請求」という。）を行った。

イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年1月21日付けで、第21号非訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第21号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年1月29日付けで、第21号非訂正決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

(2) 異議申立人の主張の要旨

- ア 理由説明書では、受付相談票に記録されている受付時刻は、要保護児童に関する情報として●●警察署から第一報を受けたおおよその時刻である午後7時を記録したものとあるが、同じ事案で秋田県警察本部長から開示を受けた書類には、●児童相談所への連絡時刻として20時10分と記載されている。
- イ 第一報を受けた時刻からの業務内容と庁舎警備システムの退庁記録から当該時刻に誤りはないとしているが、庁舎警備システムの退庁記録が受付時刻を証明するものにはならない。また、●児童相談所が入居している建物には違う機関も同居しており、庁舎警備システムの退庁記録が●児童相談所の職員が退庁した時刻との証明にもならない。

(3) 諮問庁の説明の要旨

- ア 受付相談票に記載されている受付時刻は、要保護児童に関する情報として●●警察署から第一報を受けたおおよその時刻である午後7時を記録したものである。その後、1時間程度●●警察署員と通報のやりとりをして●●警察署に赴くために退庁しており、退庁記録及び公用車運行記録に照らしても当該時刻に誤りはない。
- イ ●児童相談所への要保護児童に関する情報は、相手方の意図として必

ずしも通告という形でもたらされるとは限らず、相談や情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、●児童相談所では外部からの個人を特定できる情報については、すべて通告と捉えて受付相談票を起しているものである。

したがって、●●警察署からの第一報の連絡をもって通告と捉え、当該時刻を受付相談票に記録していることは適正なものである。

ウ 秋田県警察本部長から異議申立人に開示されている文書の連絡日時欄の時刻は、●●警察署が●児童相談所との間で複数回にわたり情報交換や連絡等をした後、本通告として連絡した時刻の20時10分を記載したものであり、●児童相談所が通告として捉えた時刻と相違があるからといって矛盾が生じるものではない。

2 諮問第22号

(1) 異議申立てに至る経緯

ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年1月18日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている●児童相談所職員が●●警察署を訪問した時刻について、「PM8:30」から「PM9:30」に訂正を求める請求（以下「第22号訂正請求」という。）を行った。

イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年2月15日付けで、第22号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第22号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第22号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

(2) 異議申立人の主張の要旨

- ア ●児童相談所職員が●●警察署に到着した時刻としている午後8時30分は夫がまだ警察署にいない時刻であり、●児童相談所職員は●●警察署に着いてから直ぐに夫と面談している。
- イ 夫の入院先のカルテには一時退院をした時刻が記載されており、その数十分後に●●警察署へ夫が到着し、到着後数十分後に●児童相談所職員が到着しているため午後9時半頃になる。
- ウ 庁舎警備システムの退庁記録に「8：14」と残っていることを理由に訂正を拒否しているが、施錠後車に乗り発進するまで5分を要するのではないか。それから●●警察署まで10分で到着するのは無理である。

(3) 諮問庁の説明の要旨

- ア ●●警察署から第一報を受け、複数回にわたる電話連絡の後、午後8時10分頃に通報への対応のため職員2名が公用自動車出張している。公用自動車の自動車使用簿の記録によると、運行時間は20時00分から翌日0時35分となっている。また、庁舎警備システムの記録によると午後8時14分に施錠したことになっていることから、●●警察署に到着した時刻は午後8時30分頃と推定できる。
- イ ●児童相談所職員は●●警察署到着後に署員から聞き取り確認し、その後午後9時頃から午後10時30分頃まで児童、父、母、再び児童の順番で面接等を行っていることから考えても、受付相談票に記録されている午後8時30分は、ほぼ妥当な時刻である。

3 諮問第23号

(1) 異議申立てに至る経緯

ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年2月17日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている異議申立人との面接に係る内容について、「PM10:15 生活安全課隣の取調室にて 母親と面接 ●●児童福祉司、警察官1名同席」から「PM9:50 生活安全課隣の取調室にて 母親と面接 ●●児童福祉司、●●児童福祉司、警察官1名同席」に訂正を求める請求（以下「第23号訂正請求」という。）を行った。

イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年3月17日付けで、第23号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第23号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第23号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

(2) 異議申立人の主張の要旨

ア 面接時刻について

(ア) 当所で再度調査をしたとしているが、身内だけの聞き取りは本当の意味で調査と呼べないとする。

(イ) 携帯電話の料金明細内訳書に記録されている当日午後10時37分には●●児童相談所の前で電話しており、午後10時15分から●●警察署で面接をしたということはない。

イ 児童福祉司の氏名の追記について

- (ア) 面接者について●児童相談所も2人と認めている。
- (イ) 開示された書類を見ると、その場に●●児童福祉司がいたことが客観的にわかる記載になっていない。

(3) 諮問庁の説明の要旨

ア 面接時刻について

- (ア) ●●警察署から再度聞き取り調査をしたところ、午後8時50分頃●児童相談所職員2名が児童及び父母と面接調査開始、午後10時35分頃両親帰宅、午後10時40分頃●児童相談所職員が移送のため児童と共に●●警察署を出発とのことであった。●児童相談所の受付相談票の記載によると午後9時頃から児童、父、母、児童の順で面接をし、午後10時40分に児童の移送を開始したことから、時間経過について●●警察署の把握している時刻とほぼ一致している。これらのことを勘案すると、●児童相談所が記録している母と面接した時刻の午後10時15分は、ほぼ妥当な時刻と判断できる。
- (イ) 異議申立人は午後10時37分に●児童相談所前にいたと主張するが、上記(ア)のとおり午後10時35分頃に●●警察署を退庁していることになっていることから矛盾するものである。また、証明書類として提出している携帯電話料金明細内訳書の通話開始時刻のみでは、母親と面接した時刻が午後9時50分頃であるとするには根拠が乏しい。

イ 児童福祉司の氏名の追記について

受付相談票の担当者欄及び別紙記録の最終頁への氏名印でわかるとおり、受付相談票は●●児童福祉司が作成した記録であることから、「●●児童福祉司、警察官1名同席」という記載表現になっているものである。したがって、●●児童福祉司が面接をしていることは明らかであり、記載内容に特に誤りはない。

4 諮問第24号

(1) 異議申立てに至る経緯

ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年2月17日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている審査請求人との連絡記録について、「母に電話連絡」から「●●児相の職員から聞いた連絡先に非通知にて電話連絡」に訂正を求める請求（以下「第24号訂正請求」という。）を行った。

イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年3月17日付けで、第24号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第24号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第24号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

(2) 異議申立人の主張の要旨

ア 「母に電話連絡」との表現は●●児相談所職員と電話対応した●児童相談所職員が、当日連絡先を知っていたことを意味するものであり、事実と相違する。

イ 非訂正の理由として「記載するかどうかは実施機関の裁量による」とあるが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、正確性の確保とあり、不利益になりうることを都合のいいような解釈で記載しても良いとはなっていない。

(3) 諮問庁の説明の要旨

ア 指導経過記録への記載内容については、指導上必要となる事項について記載するものであり、その方法や内容等は実施機関の方針によるものである。

イ ●児童相談所では「母に電話連絡」したという基本的な客観的事実を指導経過記録の見出しとして記載しているものであるため、訂正は不要と判断した。

第3 調査審議の経過

当審査会は、諮問第21号から第24号について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成22年2月 8日 諮問の受け付け（第21号）
- (2) 平成22年3月 4日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受（第21号）
- (3) 平成22年3月31日 異議申立人から意見書を收受（第21号）
- (4) 平成22年4月30日 諮問の受け付け（第22号～第24号）
- (5) 平成22年5月12日 審議（第21号）
- (6) 平成22年6月10日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受（第22号～第24号）
- (7) 平成22年6月24日 審議（第21～第24号）
- (8) 平成22年7月29日 諮問庁が意見陳述（第21号～第24号）
- (9) 平成22年9月 1日 審議（第21号～第24号）

第4 審査会の判断理由

1 条例の趣旨

- (1) 条例は24条1項で「何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でない

と思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と定めている。これは、自己を本人とする個人情報に正確でない場合における誤った行政処分がなされるおそれや本人の不安感などに適切に対応するため、訂正請求を条例上の権利として位置付けたものである。

(2) 訂正請求について、条例は26条で「実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。つまり、実施機関は、同条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められれば訂正義務があるが、一方でそれは、「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内」に限定されている。

2 本件訂正請求について

児童虐待が疑われる事案について通告があつた場合、児童相談所は一時保護等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく行政上の措置を実施する。本件対象文書は、児童虐待が疑われる事案について●児童相談所が●●警察署より第一報を受けてから児童の一時保護までの経緯を記録した文書であることから、「個人情報を取り扱う事務の目的」は児童相談所の一時保護処分が妥当であるかどうかの判断に利用することにあると考えられる。

本件訂正請求の内容は、時間的な誤差の修正や必要以上の詳細な記載を求めるものであるが、これらは児童の安全等と直接関係するものではなく、異議申立人の主張にあるような訂正をしたからといって、一時保護の妥当性や必要性の判断について影響を与えるものではないことから、本件のような事案は「事務の目的の達成に必要な範囲」にあるとは

言えず、当該個人情報訂正の必要性は認められない。

3 異議申立人の主張について

上記2のとおり、本件訂正請求については訂正の必要性は認められないが、念のため異議申立人の主張について検討することとする。

(1) 諮問第21号について

異議申立人は秋田県警察本部長から個人情報開示請求により開示を受けた文書を証拠書類として提出しており、当該文書に記載されている●●警察署から●●児童相談所への連絡時刻「20時10分」と、●●児童相談所の受付相談票に記載されている通告の受付時刻「PM07:00」とが矛盾すると主張する。

一方諮問庁は、●●警察署からの第一報の連絡をもって通告と捉え当該時刻を受付相談票に記録したもので、秋田県警察本部長から異議申立人に開示された文書の連絡時刻は●●警察署が本通告として児童相談所に連絡した時刻を記載したものであることから、矛盾が生じるものではないと主張する。

当審査会では、秋田県警察本部長に対し当該時刻の記載について確認したが、諮問庁の説明と相違するところが無かったことから、それぞれの文書に記載されている時刻についてはどちらも事実であると判断できる。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

(2) 諮問第22号について

異議申立人は、●●児童相談所職員が、●●警察署に着いてからすぐ夫と面接しており、午後8時30分は夫がまだ、●●警察署にいない時刻であるとして、夫の入院先から口頭で聴取した内容について自ら作成した書類を、事実を証明する資料として提出している。

一方諮問庁は、庁舎警備システムの退庁記録や公用自動車運行記録な

どから●●警察署に到着した時刻がおおよそ午後8時30分頃であり、●●児童相談所職員は●●警察署到着後に署員から聞き取り確認し、その後午後9時頃から午後10時30分頃まで児童、父、母、再び児童の順番で面接等を行っているとは主張している。

この諮問庁の主張については特段不自然な点はなく、●●児童相談所の記載が事実であることに一定の合理性があると判断できるうえに、異議申立人が提出した書類については、当該記録が事実でないことを証明するために必要な相当程度の資料とは認められない。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

(3) 諮問第23号について

異議申立人は●●児童相談所職員と面接した時間が事実でないことを証明する資料として携帯電話料金明細内訳書を提出しているが、諮問庁は通話記録だけでは面接時刻が午後9時50分であるとする根拠が乏しいと主張している。

当該明細内訳書では午後10時37分に通話をしていることは確認できるが、その情報からは異議申立人が主張するように、当該時刻に●●児童相談所前にいたと確認することはできないことから、異議申立人の主張を証拠づけるものとして認めることはできない。

また、異議申立人は受付相談票の記載では面接の場に●●児童福祉司がいたことが客観的にわからないと主張し、それに対して諮問庁は●●児童福祉司が作成した記録であることから受付相談票にある記載表現になっているのであって、記載内容に誤りはないと主張している。

本件対象文書を見分したところ、当該文書には●●児童福祉司が作成した記録として押印が認められ、その内容から●●児童福祉司が面接していることが明らかであると判断される。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

(4) 諮問第24号について

異議申立人は「母に電話連絡」との表現は●児童相談所職員が当日連絡先を知っていたことを意味するものであり事実と相違すると主張し、諮問庁は、基本的な客観事実を指導経過記録の見出しとして記載しているものであるので、訂正は不要であると主張する。

条例で定める訂正請求制度では、訂正請求者がより詳細に記載することを請求した場合であっても、個人情報を取り扱う事務の目的との関係において、請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がある場合は、請求を拒否することができるかとされている。当該請求で訂正を求めている内容は、諮問庁が主張するように指導経過記録の見出し部分に係るものであり、その事務の目的から当該部分を訂正しなければならないほどの必要性はないと判断されることから、異議申立人の主張を認めることはできない。

4 本件非訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件訂正請求に係る個人情報は、条例26条の規定により訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、実施機関が非訂正とした決定については、妥当であると判断した。

第5 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	内 藤 徹	弁 護 士
会長代理	加 賀 勝 己	弁 護 士
	福 田 光 之	中 通 総 合 病 院 院 長
	渡 部 毅	ノースアジア大学法学部教授